

○財務省告示第三百三十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年四月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日
財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第三百三十 一回）
二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び財政 運営に必要な財源の確保を図る ための公債の発行の特例に關す る法律（平成二十四年法律第百 一号）第三条第一項並びに特別 会計に関する法律（平成十九年 法律第二十三号）第四十六条第 一項
三 振替法の適 用等	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）の価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募入
四 発行方法	

六

イ

発

入 価 入 価 ・
札 格 行 札 格 第
発 競 発 競 II
行 争 額 行 争 非

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

特 国 者 特 国
別 債 ・ 別 債
参 市 第 参 市
加 場 I 加 場

ニ

特 国 行 争 非 者 特 国
別 債 入 価 ・ 別 債
参 市 札 格 第 参 市
加 場 発 競 I 加 場

条 特 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 二 千 二 十 三 億 円	た 利 付 債 に つ いて 、 額 面 金 額 し	条 第 一 項 に 関 する 法 律 第 四 十 六	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 五 億 円	た 利 付 債 に つ いて 、 額 面 金 額 し	条 第 一 項 に 関 する 法 律 第 四 十 六	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	十 一 億 六 千 五 百 九 十 万 七 百 八	は 、 額 面 金 額 で 一 兆 三 千 七 百 八	き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て	第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き	算 分 、 特 別 会 計 に 関 する 法 律 予	百 四 十 万 円 平 成 二 十 九 年 度 予	面 金 額 で 五 千 八 百 六 十 六 億 二 千	行 し た 利 付 債 に つ いて 、 額	第 三 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発	公 債 の 発 行 の 特 例 に 関 する 法 律	必 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る た め の	億 千 二 百 七 十 万 円 、 財 政 運 営 に	つ い て は 、 額 面 金 額 で 三 百 十 九	定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 に	う ち 、 財 政 法 第 四 十 一 項 の 規	億 円 金 額 で 一 兆 九 千 九 百 六 十 七
--	--	--------------------------	--	--	--	------------	--	--	--	---	---	---	--	--	---	---	---------------------------------------	---	--	---	---	---	---	---	---

十 十				九 八				七							
イ 一				振 額 最				イ 払							
登				替 単 位				込 金 額							
札 非 入 価 登	登 競 札 格 行 行	争 発 行 行	、 入 行 争 格 日	札 非 入 価 登	登 競 札 格 行 行	争 発 行 行	、 入 行 争 格 日	札 非 入 価 登	登 競 札 格 行 行	争 発 行 行	、 入 行 争 格 日	札 非 入 価 登	登 競 札 格 行 行	争 発 行 行	、 入 行 争 格 日
九 額 五 額	平 成 二 十 九 年 四 月 二 十 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 と	五 万 円	六 百 八 十 九 億 七 千 八 百 四 十 九 万 円	二 千 四 十 九 億 九 百 六 十 七 万 円	五 億 六 百 四 十 五 万 円	三 万 二 千 二 百 二 十 四 億 九 千 九 百 二 十	二 兆 二 千 四 百 九 十 九 億 九 千 九 百 二 十	六 百 八 十 一 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	六 百 八 十 一 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	六 百 八 十 一 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額

十
三

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

十
四

初
期
利
子

年 ○ ・ パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 受 け た 者 は
払 込 金 額 に 加 え 第 二 号 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に よ
る 定 算 期 日 に 払 込 む も の と 規

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 31}{100 \times 365}$$

平 成 二 十 九 年 九 月 二 十 日 を 支 払
期 と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う 。
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い
て 規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ
額面金額 $\times \frac{0.1 \times 1}{100 \times 2}$

十
六

償 還 期 限
後 第 二 期 子
以

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 十 日
を 支 払 期 と し 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
利 子 を 支 払 う 。
平 成 三 十 四 年 三 月 二 十 日

二 十 十 十
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
二 大 銀 金
十 臣 行 額
九 か 百 円
年 ら 円 に
四 通 づ
月 知 き
二 を 百
十 受 円
日 け た 者